別紙

保守点検体制について

内視鏡システムの賃貸借に係る保守点検体制については、以下の要件を満たすこととする。

1．保守業務の内容

受注者が履行する保守業務については、契約機器に対する定期点検及び修理対応とする。

(1) 定期点検

①契約機器の正常かつ円滑な稼働を維持するため、契約期間中において、毎年２回、定期点検を行うこと。

②定期点検の日時については、事前に発注者と協議のうえ決定すること。

③定期点検により生じた機器の交換部品等の費用については受注者負担とする。

(2) 修理対応

①契約機器に不具合等が生じた際、その復旧を図るため、発注者の要請により、受注者は速やかに技術員を派遣し、復旧作業を行うこと。

②復旧作業により生じた故障部品及び修理作業の費用については受注者負担とする。

③障害発生時は、修理又は代替品の手配のため、少なくとも平日９時から 17 時までのオンコール対応ができること。

④緊急時、故障翌日までに修理一次対応が可能なこと。

2．業務時間

(1) 本保守点検業務の履行にあたっては、原則として月曜日から土曜日までの８時から 20 時（国民の祝日及び 12 月 29 日～１月３日の年末年始を除く）までに行うものとし、それ以外の日時については業務履行対象外とする。

(2) 前項にかかわらず、点検業務の実施については原則として平日の９時から 17 時 30 分までに行うものとする。

(3) 前２項にて取り決めた時間以外での業務の履行に関しては、別途発注者と協議のうえ取り決め、当該費用については別途有償とする。

4．契約の対象外

(1) 所定の取扱説明書に記載された操作方法以外による使用、所定の設置、使用環境及び使用条件以外による使用に起因する故障。

(2) 本契約の対象となる機器以外の機械装置またはコンピュータ・プログラムに起因する故障。

(3) 受注者または受注者の指定する者以外による修理もしくは改造に起因する故障。

(4) 葛西、風水害、地震等の天災地変及びその他不可抗力に起因する故障。

(5) 受注者の指定する部品又は消耗品等以外の使用に起因する故障。

(6) 発注者の故意または第三者の故意に起因する故障。

(7) 消耗品及び特定消耗部品の費用。

5．その他

受注者は電気・水道等の使用に当たっては極力節約するとともに、効率的使用に努めるものとする。